# 近世洞門における 『梵網経』 の学びについて

附 録 面山瑞方 『永福老人梵網古迹戒題鈔』翻刻資料

菅 原 研 州

### はじめに

本論は、 総括的に論じるものである。論点としては、以前に 近世曹洞宗における『梵網経』への学びについ

拙論で紹介した、乙堂喚丑(一六八四?~一七六○)が残

思っている。なお、乙堂の同文は、 した「梵網経古迹記」について、内容の実態を探りたいと 以下の通りである。

|梵網經古迹記 寺ノ枱院ニ居ス後ニ招提寺ニ住セラレテ大悲菩薩ト称 如コレヲ覚盛叡尊ノ二公ニ傳ラレタリ覚盛ハ初メ奥福 シ叓ハ笠置ノ觧脱上人ナリ 太賢法師ノ撰述ナリコレヲ我朝ニ弘メ 〈諱ハ貞慶〉上人ノ弟子戒

> 云書出来タリ近代迄梵網ヲ講スル者ハ皆古迹ニヨレリ ノ科文ヲ著シテ古迹ノ文集ヲ集メラレタリ其後大悲興 ノ門徒ノ間ニ少々異義トモアリテ補忘抄述古迹抄ト

に太賢『梵網経古迹記 右記内容では、 近比鳳潭禪師以來法戒疏ヲ用ル叓ニナレリ 江戸時代初期まで『梵網経』 (以下、『古迹記』と略記)』が の講義 など 用

られ、末疏も多く成立したが、 疏』と略記)』を用いることになったと指摘している。 一七三八)以降は法蔵『梵網経菩薩戒本疏 華厳宗の鳳潭(一六五四~ (以下、『本

よって記載されたものと判断した。なお、太賢 潭の名前の直前に「近比」とあるため、この内容が乙堂に

られた例として挙がる 「補忘抄述古迹抄」を含め

|洞門における 『梵網経』 の学びについて(菅原 セリ叡尊ハ西大寺ニ居ス興正菩薩ト謚アリコノ人古迹

の用

55

詳細は後述したい。

年八月、 禅戒観 おける『梵網経』及びその註釈書の影響を指摘してい 本論 の直接の先行研究として、 (一)」(『永平正法眼蔵蒐書大成月報8』昭 所収)を挙げておきたい。 渡部賢宗氏 同論では近世禅戒論に 道 元禅 和 る。 五. 旃 0)

4 指月慧印の『禅戒篇』は、『教授戒文』の十重禁戒4 指月慧印の『禅戒篇』は、『教授戒文』の十重禁戒

にしたい。 洞門の学僧が記した『梵網経』関係の文献の実態を明らか特に、本論では、右記の内容を検証し、その上で、近世

# 二、指月慧印『禅戒篇』における『梵網経』註疏の影響

前

項で述べた通り、

近世洞門の禅戒関係文献には、

梵

戒の解釈で法蔵『本疏』の影響を受けているとされた。今[一七三五]成立・元文二年[一七三七]版)は、十重禁慧印(一六八九~一七六四)の『禅戒篇』(享保二〇年網経』註疏の影響があると指摘されている。中でも、指月

行

謂非浄法行故。

行此非法汙浄戒故。

皆以行名焉

め、報告しておきたい。

П

「調べた限りで、

影響を受けた文献の実態が判明したた

不貪婬」の項目を全文引用しておきたい。 煩を厭わずに『禅戒篇』「十重禁戒」の一である

生。心繫縛故爲大罪也。僧祇律云。可畏之甚無過女廻。罪獄枷鎖欲海険浪。①智度論曰。婬欲心雖不惱衆第三不貪婬。謂諸苦所因貪欲為本。貪染婬蕩生死輪

敗正壊徳無不由之。

正法念處經

E

世間男得苦皆

日。 딛 故 由於女人。 是五欲者衆魔境界。 此之五欲禅家正障。 敗壊正徳為大過罪。 天中大繋縛無過於女色。 常亂定心令失禪失念。 愚人所行。 又是魔意損害衆生。 当知畢竟因 諸佛訶責。 智度論 ②華厳 ① 又

荒 듼 教 婬是為邪私。 逸蕩耽滯專固。 名不浄行。 依字書淫字二。 是障道法。 五子内作色荒。 私逸也。 謂愛染汙心故。 能障生天。況無上道。 故謂之婬。 水偏婬是為過咎。 外荒禽荒。 凡情滯色欲名婬欲。 ③戒律之中易犯難護者 又名非梵行。 <<br />
註迷亂日荒。> 過也溢也。 蓋此鄙事①染情 亦名淫色淫 謂非浄法 若約

若依 道俗 途。 切皆制。 在家制邪不制正。 以此貪淫自無慈起故也。 若如法王心地之戒。 如境有男女鬼 不問

畜死屍等。心有軽中重。 今不論子細。 纔發心趣境。 爲

人通情。 教令作等。 皆爲過犯。 凡佛子之所事。雖逢苦

逼不忘住慈悲孝順。 以如來清白行救度衆生。 豈作損己

傳曰。心境如如解脱門開。 壞人。汙辱我道鄙劣悪行。

夫心不如染行貪著故。 其因緣法業審思察焉。

⑤ 追

無瑕。 彼違順致是喜怒。 求愛慕明心晦昧。 紛然一念遂生塵埃。 此因是物自甘纏縛。莫憂是物己迷逐 無而忽生。 形影相磨有貪求妒害生。 有而無蹤。 古鏡當臺 歴劫 以

なお、

先行研究では他に『本疏』の影響を受けた文献と

が挙げられる。

指月

著之宗入心境如如。 己迷逐物。 自迷無處本誤鏡像。 持犯齋如如解脱門開。 鏡像本無眞僞可著。 戲於佛子自 無

の内、 鄙劣不仁何復爲之哉 [5] ①とした部分は法蔵 『本疏』 からの引用であ

他同會清白梵行。

豈忍纏縛穢辱一

世。

唯重法檢情。

是

記)」 記した『梵網経菩薩戒本疏紀要 る の註記部分となっている。 その①の間に挿入される②は、 『本疏紀要』 (以下、 『本疏紀要』と略 鳳潭が編集 の刊行年次か 註

> 紀要』で入れた割注などを、 た、 ④は「宗傳曰」とあるが、これは『教授 ③は、①と②が混在している。『本書』本文に『本疏 一つの文章にしたものである。 (戒) 文』から

となる。 の引用であり、 よって、先に挙げた乙堂の指摘は、『本疏』その ④は『教授 (戒) 文』に対する指月の解釈 Ł のと

ある。 ° ( いうより、 そして、 鳳潭『本疏紀要』を指していたと理解し 曹洞宗内でも、 その影響が見て取れたわ て良 けで

して月潭全龍『大戒要文』 文』の本文を挙げ、 えば先に検討した「第三不貪婬」で見ていくと、 からの引用が見られる。『曹洞宗全書』所収本の場合 禅戒篇』 の影響もあるけれども、 『禅戒篇』の指月の註釈を挙げ、 それとは別に 同書は、 『教授戒 本 更に 疏

後に、 に見える箇所や ている。 『一心戒文』を引き、『梵網経』巻下の本文を引いて、 「賢首」とあるため、 なお、 『智論』とあって、 『十地論』なども、 法蔵の『本疏』 『大智度論』 実態としては からも引用し からの引用 『本疏

「洞門における 「梵網経」 の学びについて(菅原 「禅戒篇」

に引用されたことも自然なことである。

ま

からの孫引きである。 る 内心如夜叉」については、万仞道坦 「寶積經云、 女人地獄 ただし、 使、 『宝積経』 能斷佛? 『禅戒鈔』からの 種子、 からの引用だと 外 面

|似菩

引用であると推定される。そして、最終的には

「大賢日」

か

前

頃で、

指月

『禅戒篇』

の法蔵

本 疏

び

に

では 和尚説戒』からの引用も見える。 『本疏』からの引用はあるが、『本疏紀要』ではない 結果的に、『大戒要文』

ら採っている)から引用し、末尾には面山瑞方『永福面山 として『梵網経古迹記』(各戒文の条文名も、『古迹記

と判断して良いように思われ る。

先に挙げた乙堂の見解が発せられた状況や、 月潭の生没年は?~一八六五年と江戸時代末期であり、 鳳潭 『本疏紀

方法が変容していても不自然ではないというべきであろ 刊行からも一定の年月が経ち、「十重禁戒」 の学びの

う。

よる研究が『禅戒鈔』『禅戒本義』その他の成果 また、「十重禁戒」を含む、「仏祖正伝菩薩戒」 経豪 だが、これらは、 『梵網経略抄』の発見・書写により、 厳密に言えば 『梵網経』 万仞道坦に  $\sim$ そのもの へと結実 の学び

の学びというより、

宗旨としての「仏祖正伝菩薩戒」

あ

るい め は『教授戒文』 本論での考察に入れていない。 への参究というべきものであったた

### 『梵網経古迹記』 の

は、 Ł, 『本疏紀要』の影響を見たが、 その事例を検討しておきたい。 太賢『古迹記』の影響の方が強い印象である。 他の文献まで調査を広げる 本論 で

まず、先に挙げた乙堂の見解には「補忘抄述古迹抄」と

ある。 など) などのことであろう (|述] は不明)。それぞれ 著者不明の『梵網経古迹抄』(寛永二一年[一六四四] "梵網古迹補忘鈔』(寛文二年[一六六二]版など)と、 これは、南都西大寺定泉(一二七三~?)による 版 58

篇 力が強まったことを指摘したが、 いた様子を伝え、 を貴重な例外としつつ、『本疏』よりも それが鳳潭によって『本疏紀要』 近世洞門では指月 の影響

れる。

期に刊行されており、乙堂が目にする機会もあったと思わ

乙堂は江戸時代には『古迹記』が先行的に学ば

好まれたようである。

れた曹洞宗祖師 岡田宜法氏の『日本禅籍史論』 の著作解題を網羅的に紹介する成果である は、近世江戸期に構築さ

のような成果が見られる。

が、『梵網経』に因む題名を持つ著作を見ていくと、

以下

面山瑞方 『梵網戒本口訣』宝曆一二年(一七六二) 序

面山瑞方 『梵網古迹戒題鈔』年代不明

面山瑞方 『梵網経末偈註』年代不明

宝巌興隆

『梵網古迹記略』年代不明

宝巌による関連著作は 「日本古典籍総合目録DB」で、

更に以下の二本も挙げる 宝巌興隆 『梵網経述記冠註』 年代不明

宝巖興隆 『梵網経述記集解』年代不明

方(一六八三~一七六九)と宝巌興隆 あくまでも管見の限りではあるが、以上の通り、 (一六九一~一七六 なお、 面山瑞

らは分からないが、後述するように『古迹記』の影響が強 。梵網戒本口訣(または『梵網素本口訣』とも)』は題名か 九)に『古迹記』に因む文献が確認された。

面山の

面山瑞方には

『梵網戒本口訣』があるけれども、

内容は

山と宝巌の両者は、 生年こそ面 山 Iが早い が没年は 同じ

|洞門における

『梵網経』

の学びについて

宝巌について報告する内容をほとんど持たない であり、 は主として面山の事績についての報告を行う。 の接し方について諸事比較検討したかったが、 ほぼ同時代に活動したと見て良く、『梵網経』へ ため、 現段階では

『大日本仏教全書』巻一に収録され、巻上の 点、宝厳の著作として『仏典疏鈔目録』(上下巻)が 「梵網経疏鈔

それぞれ『古迹記』を大衆に提唱した記録が見られる。(②) には、天明元年(一七八一)と寛政九年(一七九七)に、 網経述記集解』が早かったと推定できるくらいである。 え、他の二本が見えない。よって、 目録」には、自身の著作として『梵網経述記集解』のみ見 また、江戸時代末期の全苗月湛(一七二八~一八〇三) 成立順としては、

## 四 面山瑞方と『梵網経古迹記

に由来することが推定される。 「古迹記」 の影響が大きい。 れは 面 山自身の参学過程

弱年ノ比、 ソノ室ニ、 アル眞言律師ノ梵網古迹ヲ講ゼラレ 獨参シテ (以下略) シ時

59

洞門における 梵網経』 の学びについ 7

山年譜』より、

画

面

山による『梵網経』

参学

経緯を明らかにしてみたい。

元禄一四年 を聞く。 (一九歳) 湛堂律師の梵網古迹を講 因みに湛堂に就いて熟、 梵網素本の始末 ずる

宝永四年(二五歳) 又、高麗寺志鴻沙弥は、 を聞く。 叡 山霊

宝永五年 空の徒なり、時来宿して、天台梵網義疏を商量す。 (二六歳) 冬十一月五日、 師、臂香及び指

宝 暦一一年(七九歳) 四月十六日を以て梵網経古迹 燈を焼き諸佛を供養す、專ら梵網の聖訓に順う。

を開演し、五月十四日に終わる。

宝 暦一二年 (八〇歳) に移り、梵網素本口訣を述す。 閏四月末を以て、 泉湧通玄院

ところで、この湛堂について、 「アル眞言律師」とは、 上の事績となるが、先の『梵網戒本口訣』で挙げられ 湛堂のことであろうと思われ 面山は以下のようにも

だが、

江戸時代は東照大権現を勧請するなどし、

多かったともいう。

そして、同寺には比叡

山の

霊空光謙

参拝者も

九の冬、 自ら案ずるに、曾て元祿十四、歳辛巳に舎る。 肥前高來郡清光山江東寺の慧眼實朗禪師 餘歳十 の法

書き記してい

幢會に安居して、 律師湛堂慧淑の梵網古迹を講ずるを

堂慧淑(一六六九~一七二〇)から、

面山がまだ熊本

й

の真言律

湛

よって、河内野中寺六世で近江安養寺開

学比丘行護律儀』に因むものは各種目録等にも掲載される が、『古迹記』に直接関わると思われる名称を持つ著作は なった。湛堂は多くの著作を残し、主として道宣『教誡新 た頃に『梵網経古迹記』の講義を聞いたことが ~明ら

契機を作った人と評価出来よう。 推するしか無いが、『古迹記』に依拠して提唱などを行う 見ていない。よって、面山への影響は、 面山の著作から類

た 子院だった同町内の慶覚院に収蔵)となった天台宗の寺院 る。 宝永四年は、 は明治期の神仏分離の影響で廃寺(寺内の仏像などは 高麗寺(現在の神奈川県中郡大磯町高麗に所在して 相模老梅庵で閉門していた時の一件であ

山と『天台梵網義疏』について議論した様子が伝わる。 (一六五二~一七三九) の弟子である志鴻沙弥がい

湛堂を証明として受具したため、面山の律学の学びに、y入して僧侶の弊風を更改しようとしたことで知られるが、 空といえば、 いわゆる安楽律を主張し、 比叡山に律儀を導

当

『古迹記』を参照している。

時の真言律の影響があったと見て良いと思われる。

「若燒身燒臂燒指。若不燒身臂指供養諸佛非出家菩薩」の宝永五年の一事は、『梵網経』「第十六軽戒」に見える

いう。「捨身供養」は、 洞門の授戒会に導入されたが、 そ 本

いわゆる「捨身供養」を面山自身が実践したことを

節

れが面山をして「專ら梵網の聖訓に順」わせたのである。 文では「出家菩薩」の行うべきこととして示しており、 宝暦一一年の事績は、 建仁寺福聚院での一事である。詳

細は後述する。 ある。『面山年譜』で、『梵網素本口訣』として表記されて また、宝暦一二年の事績とは 『梵網戒本口訣』のことで

戒本口訣』と題され ことがあるが、侍者慧観が筆記し開版された版本は いる関係で、目録の一部では著作名もそのように扱われる ,建仁ニ住ス、合山衆ノ請ニテ梵網素本ノ大槩ヲ講述 ている。慧観は「吾老師、 者囘 『梵網 ス<sup>[8</sup>

|洞門における『梵網経』 の学びについて(菅原 とするため、

面

山が

『梵網経』

の素本(書き入れなどがな

「文ニ入テハ則チ青丘ヲ假リ」とするように、 (<sup>(B)</sup> い本)を開示したとしている。 ただし、一方で面山 青丘 当自身は 太

『古迹記』に因む著作である。 更に、 面山には『梵網古迹戒題鈔』も残り、 同書は解決すべき複 題名から 0

間

<del>五</del> 面山瑞方『梵網古迹戒題鈔』 解題 題を含むが、詳細は後述する。

題鈔 二本入手できたため、その内の一本『永福老人梵網古迹戒 以前から、 (以下、『戒題鈔』と略記)』 本書の題名は知っていたが、この度、 を翻刻して検討したい。 写本が

**—** 61

部数 部部

料紙 大きさ 縦二三・五m×横 楮紙

五七

cm

題目 洞上空華録 装丁

冊子本

義雲和尚拾遺語録 (正法眼蔵

品目 頌

永福老人梵網古迹戒題鈔

月舟和尚夜話法語

行字数 毎葉一〇行・各行二五~三〇字

筆記者 書写年 明治三〇年(一八九七

童龍杜多

所蔵者 現在・菅原研 旧蔵・童龍杜多

下、『戒題録』と略記)』と題された一本を含む写本も所持なお、筆者は『永福瑞芳面山和尚梵網古迹戒題録(以 できていない。 写本であると推定しているが、筆記者や書写年などは確定 丁も見られたため、より良質な写本と判断し、 している。筆致や紙質などから、『戒題録』は 更に、 内容を確認したところ、 江戸 童龍書写の 明らかな乱 時 代の

の記載は見られない。これまで、 本を翻刻し、 ところで、『戒題鈔』には成立の年月日や執筆場所など 本論末尾に附録している。参照されたい。 本書の題名は各種目録に

伝わるため、 では宝暦一一 管見の の写本を所持したことを挙げる。ただし、詳細な研究は、載り、また、岸澤惟安(一八六五~一九五五)は自らもそ 暦一一年に建仁寺福聚院で『古迹記』を開示したと 限り見られないようである。 そ の関係性を問わねばならな そこで、『面・ 77 が 山年 戒題 譜

され

ってい

. る。

しかも、

同書は

一一リノ信士ノ為メニ太賢

執筆の動機は、 以下の通りである。

鈔シテソノ吉ヲ教化スルナリ (3) シテモ軽重ノ相ヲモシリ分ルヿ難キ故ニ戒題 戒題等ト畧説ニテ詳悉ナルハナシ在家 天台ヤ法蔵ヤコノ古迹等多品 ノ注 アレトモ古迹 ノ男女ハ受戒 ハカリヲ

此 故ニ其題号ヲ荒抄スルナリ戒子等諦カニ聴テ信スベ 古迹ノ題号ガ梵網 ムツカシカラヌ羊ニ道理ハカリヲ説テ教ルナリ大賢 ノ戒題鈔ハ在家ノ菩薩戒ヲ受シ信心ナル 、スルナリ戒子等諦カニ聴テ信スベシ!(ノ注十七通リノ中ニテ至極相應ナル 戒弟ノ為

て、 開 延宝四年(一六七六)三月に「京都書林柳枝軒」より開 ナルハナシ」とも主張するが、 れていると評する。また、 けた題につい い。そこで、 ものもあるが、全体の方針は上記の通りであったと見て良 示したことが明らかである。 つまり、 浄厳覚彦 (一六三九~一七〇二) 面山 面山は改めて青丘太賢『古迹記』が各戒 て、『梵網経』註釈書一七通りの中で最 [は菩薩戒を受けた在家信者のために本書を 「古迹ノ戒題等ト畧説 内容は、 近い内容を持つ文献とし の『菩薩戒諺 部出家者向 ピニテ詳 け Ó

秉持ニ便リセントスル也」(「自叙」)とあって、 就テ其ノ戒題ヲ掲ケテ俚諺ヲ其ノ下ニ加ヘテ将サニ 面山 . の 執

畢竟じて宗門の宗旨に近付けようとしているからである。 筆動機と余り変わらないが、内容は全く異なる。 面山 は、

そのため、

単純に面山が浄厳の著作を知らなかった可能性

は異なる。

しか考えられ ないが、 面山と柳枝軒の関係を思うと、 そう

結論付けることも難しい。また、『仏祖正伝大戒訣或問』

律・淨土律ナド云穴」という記述からは、面山が同時代の 律学復興を承知していたと考えるのが自然である。 日本モトヨリ大乘國第二十」の「今世ニ眞言律・ 更に、 天台

は (一六八七年)の時に江戸霊雲寺にて浄厳に参じた。面山 洞門内でも隠之道顕(一六六三~一七二九)は、二五歳

聞 了房慈教兼通 いていてもおかしくない。更に、 時的に隠之に参じるなど関係は浅くないため、何かを (一六七四~一七二一) が一六歳 (一六八九 面山が族兄と慕った頓

していることを思うと、不自然さが残るが年)の時に浄厳に呼ばれて参じたことを、 不自然さが残るが、 面山自身が記録 今後の課題と

1洞門における『梵網経』の学びについて(菅原 戒題鈔』 と類似した文献として、 学 如 『梵網経

「梵網経

無かったと見て良いと思われる。また、 影響はしておらず、後者についても『戒題鈔』への影響は 六八]序)などもあるけれども、前者は年代的に面山への (一七〇五~一七八六) の『梵網経要解』(明和 分受学海』巻下(安永七年[一七七八] 序)や、諦忍妙竜 註釈方針も面

る様子が見られる。 るが、『梵網戒本口訣』では各註釈書へ一定の批判を寄せ さて、 面山は先の通り『古迹記』を重んじたように見え

シカルヲ退菩提心戒ト号シテ、輕戒ノ中ニ入レラレシ |大賢ノ疎忽ナリト云、佛意ハシカニハアラズ

述撰ニアヤマリモアルナリ、 (8)、 (8)、

か、 る。 扱った理 戒第三十四」 前者は、『梵網経』の註釈を、全二巻にわたって行った 下巻のみだったかという議論について評したものであ 後者は、『梵網経』「四十八軽戒」の内の、「退菩提心 由への推論である。 が、内容は重戒に及ぶも、 このように、 太賢が軽戒として 面山は従来

註疏について、 是非を付けつつ活用した様子が

分かる。

# 六、『梵網古迹記戒題鈔』の特徴について

の文章から思想的内容を探るべきであろう。い。また、全体を通して、引用文なども少なく、面山自身しては漢字カナ交じりの平文となっているため、読み易『戒題鈔』は在家信者を意識して説かれており、全体と

※「十重禁戒」について

大用寺で行った説戒を収録した『若州永福和尚説戒(以正伝菩薩戒」で伝授される十六条戒に含まれ、面山が但馬である。そのため、「十重禁戒」は宗門のいわゆる「仏祖て、『古迹記』で付けた各戒の名称に基づいて示した教え本書は『梵網経』巻下に説かれる十重四十八軽戒につい本書は『梵網経』巻下に説かれる十重四十八軽戒につい

れるのは「第三不貪婬戒(無慈行欲戒第三)」(以下、引用・十重禁戒の中で、出家・在家で護持の方法が顕著に分か①『戒題鈔』は在家信者を想定した内容である。

行った結果、

以下の知見を得た。

『説戒』と略記)』にも共通した内容が見える。

比較を

時は戒題のみを挙げる)

になるが

本書は在家の立場のみ

②『戒題鈔』では十重禁戒の前四戒を、声聞戒との比較をも「コレハ在家ノ菩薩バカリニカ、ル」としている。指摘している。また、「第五不酤酒戒(酤酒生罪戒第五)」

行っているが、『説戒』には見えない

ハ一生ノ中ニ懴悔ヲ遮(『戒題録』には、遮無し)セ右ノ殺盗媱妄ヲ四重禁トテ声聞戒ノ方テハモシ犯アレ②だが、『戒題鈔』には以下の一節が確認される。

懺悔ヲユルス

右の一節は、『戒題鈔』のみでは意味が通らない

大意」で『梵網経』「第四十一悪求弟子戒」を引いて十戒出来るという。面山は『仏祖正伝大戒訣』巻中「第九懴悔の初めに含まれる重戒であっても、自らの非を知れば懴悔波羅夷)を破れば懴悔は出来ないが、菩薩戒では十重禁戒『戒題録』で補った。要するに、声聞戒では、四重禁(四

引用 ③十重禁戒の中で、更に軽重を論じることは同じ。1分か 容と必ずしも一致はしない。

全体への懴悔の可能性については指摘しているが、

上記内

③に関しては、『説戒』が詳しく、『戒題鈔』が略された

ため、

印象では あるが、 軽重 の基準も含めて、 基本は同じであ

照 る 『四分律行事鈔資持記』の影響が見受けられるもの また、 『説戒』では 「第二不偸盗戒」 などで、 霊芝元

略説された『戒題鈔』で典拠などは、

律蔵の影響はある

が、 ガ 尊意ニハタトヒ我ヲ殺サント巧ミシ人モ心ヲ改テ受戒ヲネ (瞋不受謝戒第九)」では、 具体的, な書名は不明である。 参照された文章として「永祖 また、「 第九不瞋恚戒

る。

論じたが、「

四十八軽戒」

の中でも、

れは、 参照している。 面山本『正法眼蔵随聞記』 巻二に収録された一話を

\* 四十八軽戒」 につ Ĺλ 7

ため 続いて、「四十八軽戒」は宗門の十六条戒に含まれない 本文から知見を得ておきたい。

①戒の軽重の問 ついて、 頭でも指摘した通り、 十重禁戒に軽重の扱いがあることを説くが 面山は十重四十八軽戒の区分に

る 主張する。 で四十八軽戒についても重戒の如く扱うべきであることを 「飲酒戒第二」「放火損生戒第十四」などであ 梵網戒本口訣』 では 「退菩提心戒第三十四」

が、

面山

江

戸

期、

ではその指示は を実質的な重戒として扱うべきことを示すが、 無

② 同 既に、 1時代の仏教界への言及 面山が同時代の律僧への関心を持っていたことは 複数の言及が見られ

通國使命戒第十一」

ニテ討罸ニアハル今時太平ノ世ニハナキコト 近代ニモ安國寺瓊長老ノ如キモノアリテ後ニ四

ナ

ij 條

河 原

こちらは、 一六〇〇年に起きた関ヶ原の戦いで、 西軍に

65

加わっており、 (一五三七?~一六〇〇)を指し、「 同年一〇月一 日に斬首された安国寺 通國使命戒」に反した 恵瓊

例として挙げられたことが分かる。 コレハ今時ニヲ、クアリ戒経 ノ訣ヲ少シモシラヌ文旨

ij 布施物ヲ取ルコト洞家ニ夛クア 虚偽作師 戒第十八」

無知ニシテ戒壇ヲ立テ、他ニ戒ヲ授テ血脉ヲ與テ其

方

代

[はその目的が経済的収入 曹洞宗では授戒会興行 が熱心に実施されている (布施物) を得ることに

洞門に<br />
おける 『梵網経』 の学びについて (菅原

ていることを批判した一節である。

ソレニツケ見ルニ京ノ済下ヤ 出家アリ上ト云ハ小僧ニテモ客僧◆トリ次キヲセヌ 律院ナドニハ上下ノ二種

下ト云ハ老僧ニテモ玄関番ヲツトムル今日現ニ見ル所 口 ナリ法中ニナキ末世 ノ弊風慚愧スベシ永祖一 泒 計リ

現としては、 法ト云フベ 人権的問題にも 関わりそうなものだが、 輕蔑新学戒第二十三」

俗系圖ニカ、ワラズ百姓ノ子デモ永平ノ禅師

ニニ曻ル

派で僧侶同士の間に身分差が出来ていたことを批判した一 |時の身分制がそのまま寺院内にも反映されて、| 部の宗

判し 節である。 前後 たことが知られる。 のみに由来することを主張し、 面 Ш は 僧侶の立場の上下とは、 また、 曹洞宗では当時 「見掛け戒臘」 出家した時期 全国 を批 [の洞

0

ら大本山永平寺の貫首へと転出される様子であったが、 の生家などが問われなかったことを示している。 0 触頭となっていた関三刹の住持となれば、 なお、 そこか 本

年江 の批判は、 レハ大乗戒ヲイヤガリテ律僧ニナリタカルヲ戒 ノ東叡山 | 聖無次第戒第三十八| でも展開してい ノ御門主ガ圓頓戒ヲ專ラ主張セラレテ ム近 る。

た可能性もあるといえよう。

司

一乗律僧、 ノ類ヲ山ヲ追逐セラレシコノ戒 怖 勝 順 多戒第 ノ佛

1)

われる。 ところだが、これは本書の成立年代にも関わる一節かと思 右の一条もまた、 面山が挙げた「東叡山 天台宗における安楽律論争で、寛永寺で、東叡山ノ御門主ガ圓頓戒ヲ專ラ主 同時代の律学の状況 について言及した

が宝暦八年(一七五八)に安楽律を廃止し、 の第八代貫首であった公啓法親王 張セラレテ」とは、 (一七三二~一七七二) 同 一二年に更

六)によって宗派中枢にまで採り入れられたが、 寺の第五代貫首であった公弁法親王(一六六九~一七 での安楽律は、霊空光謙によって主張され、 にその体制を強めたことを指していると思われる。天台宗 その後、 寛永

至った。 の 立 に依拠した言説 交流があったことが知られるが、 の後援を得て、 (一七一一~?) によって反対運動が惹起し、 場として、 面山は、 天台宗などの を展開 反安楽律を強め、 既に論じたように霊空門下の天台僧 L てい る。 結果、 そうなると、 自著において大乗菩薩 宝暦年 蕳 霊空とは 公啓法親 0 状

状況なども踏まえた主張だ 円耳真流

ヲ禁シテユルサヌアリ レ ハ今時モアル叓ニテ國ニヨリテ堂伽藍ヲ建立 非法立制 戒第 巡 Ł スル

間・元禄年間 このように、面山は 徳川 幕府 面山は、それを正面から批判したのである。 は !などに、しばしば寺院の新地建立を禁止 元和元年 (一六一五) 以降、 「四十八軽戒」の在家信者への教化 特に寛永年

の中に、 自らの主張を打ち立てようとした様子が分かる。 同時代の仏教界内外の様子を伝え、より具体的に

ない。

また、

面

山自身が晩年、

京都に滞在しつつ、

泉涌寺

きの

Ж 附録」につい

論じているため、『戒題鈔』で用いた 文を掲載する。特に、前者については慈悲との兼ね合いを 戒題鈔』末尾には、「附録」と称し から「第三不婬戒」と、 「第五不酤酒」 て、 『古迹記』 経豪 を引用した一 『梵網経略 0) 戒題と

#### 七

の関連性を導く意図があったものか。

Ш に指月慧印 瑞方 戒 近世 題鈔」 洞門における 戒篇』へ の太賢 の鳳潭 『古迹 **『梵網経』** 記 『本疏紀要』 0) 展開を見た。 の学びについ の 影響と、 乙堂喚 て

面

洞門に<br />
おける

「梵網経」

の学びについて

時の華厳宗の教学論に依拠したものというよりは 丑: どを見た可能性があると思われ、 身の律学の学びや、『古迹記』 らかに太賢『古迹記』へ回帰した。しかし、 したけ は、 れども、 自身の学びを踏まえてか、 影響は一 時的であり、 の各戒題の付し方 **鳳潭の影響の強さを記** 思想的な意図は感じられ 面 山に至っては その変遷 0 利 面山 は当 明 自

では特段の新知見を得たわけでは無い。 を得られなかったため、 関係を深めた意図についても検討してみたが、 |梵網経』に対する態度などは、 |梵網経誦戒凡例||を中心に先行研究があり、 他に、 面山が編集した『梵網経』 今回は報告を断念した。 今少し丁寧に見ることが 経(38) は、 ただし、 面 十分な知見 今 回 Ш が 1の検討 面 付 じた

てからは、 存在したことを挙げることが出来よう。 た理由として、 また、 今回翻刻した『戒題鈔』が従来刊行等され 内容に人権的問題を複数含むものであったこと 「非法立制戒第四十七」に幕府へ また、 の 批判が

可能となったかとは思う。

# 近世洞門における『梵網経』の学びについて(菅原

の後尾に記しておいたため、 も理由として考えられる。 本書が含む人権的問題は、 閲覧等の際には参照していた 註

記

だき、呉々も注意されたい。

はない方向からの一視点を提供する目的は果たせたため、 本論は、近世江戸時代の洞門僧による『梵網経』の学び ごく一部を紹介するに留まっ たが、 禅戒中心の学びで

以上で論を終えたい。

#### 註

- 1 菅原二〇二
- 2 題した。参照されたい。 本文書を含めた写本『金剛集録』は、 菅原二〇二一で解
- 3 『金剛集録』二〇丁裏~二一丁表
- 渡部一九七六

 $\widehat{4}$ 

- 5 『禅戒篇』一一丁表~一二丁裏
- 6 での本文及び鳳潭註 『本疏紀要』「○初篇婬戒第三」巻二・一丁裏~二丁裏ま
- $\widehat{7}$ 『曹全』「禅戒」所収本を参照
- 8
- 『日本禅籍史論』巻下「禅籍史論渉猟目録 『禅戒鈔』一二丁表 参照。 面山

- 10 。梵網戒本口訣』は、『梵網素本口訣』として収録している。
- 『曹全』「語録五」九六頁上段・一五三頁下段参照
- $\widehat{11}$ 『梵網戒本口訣』二丁表 『面山広録』巻二六所収、 本論では 『曹洞宗全書』「語録
- 12 所収本から引用
- 14 15 13 上田一九七六 面山は智顗『菩薩戒義疏』を引用するため、 『見聞宝永記』、『禅門曹洞法語全集』巻坤・六五頁

同書を指す

- 16 上田一九七六
- 『梵網経』巻下、『大正蔵』巻二四・一〇〇六a

17

- 18 『梵網戒本口訣』一丁表
- 20 19 "梵網戒本口訣』 「序」
- 『参同契』三二丁裏~三七丁裏に収録
- 21 佐藤秀孝『面山瑞方禅師著述目録』(『面山瑞方禅師二百 『戒法のお話』二~三頁
- る目録等では、撰述年次を挙げない。 二十回小遠忌紀要』所収)では、『面山年譜』の記述を承け たか、宝暦一一年述と判断している。 他に本書を紹介してい
- 23 『戒題鈔』一丁表
- 24 ·戒題鈔』二〇丁表
- 25 『仏祖正伝大戒訣或問』二三丁裏~二四丁表
- 引用した面山の見解は、 上田一九七六でも指摘してお

- 27 『隠之年譜』、『僧伝集成』二四頁上段
- 28 「慈教和尚塔銘并序」、『面山広録』巻一八、 『曹全』 語

録三」六四三頁下段

- 『梵網戒本口訣』一九丁裏
- 30 『梵網戒本口訣』二四丁專
- 31 「十重禁戒」は『若州永福和尚説戒』巻坤に収録
- 32 面山本『正法眼蔵随聞記』巻二・六丁表
- 33 『洞上僧堂清規行法抄』巻五、『曹全』「清規」一七三頁

34 曽根原一九九一を参照

- 35 『日本宗教制度史料類聚考』二四六~二四七頁
- 37 36 『曹全』「注解二」六一四頁上~下段 『曹全』「注解二」六一五頁上~下段
- 面山校訂『梵網経』 経本を参昭
- 中山一九七五を参照

#### 参考資料

一次資料

浄厳覚彦『菩薩戒諺註』 京都書林柳枝軒・延宝四年(一六七

法蔵著・鳳潭註 『梵網経菩薩戒本疏紀要』 全三巻六冊 京師書

1洞門における『梵網経』の学びについて(菅原

指月慧印『禅戒篇』享保二〇年 (一七三五) 序、 林河南四郎右衛門開版・享保九年(一七二四) 元文二年(一

面山瑞方校訂『梵網経』経本、 面山瑞方『仏祖正伝大戒訣或問』京師書林小川多左衛門・ 元年 (一七四八) 寛延二年 (一七四九) 四月開版 寛延

面山瑞方『永福面山和尚説戒』全二巻、柳枝軒・宝暦九年(一 曆八年 (一七五八) 版 万仭道坦『仏祖正伝禅戒鈔』萬福寺蔵版、

京師書林柳枝軒・宝

面山瑞方『梵網戒本口訣』禅家書林柳枝軒・宝暦一二年(一七

七五九)版

六二) 序版

面山瑞方校『正法眼蔵随聞記』柳枝軒・明和七年(一七七 ○)、元々は全六巻だが、 今回参照した版本は全一冊のた

諦忍妙竜『梵網経要解』全一○巻五冊、 引用時には当初の巻数と各巻毎の丁数を挙げた。 明和五年 (一七六八)

書写者不明 『参同契』 天明三年 (一七八三) 学如『梵網経分受学海』巻下、安永七年(一七七八)序 谷山永光禅寺秘密拾則正法眼藏』、『永平開山道元大和尚仮名 月舟宗胡禅師辨』、 の外題は『参同契』で、内容は月舟宗胡『参同契 大乘中興 面山瑞方『永福瑞芳面山和尚梵網古迹戒題録』、 卍山道白『書紳全稿』、 瑩山紹瑾『能洲洞 以降書写。当写本

69

近世洞門における『梵網経』の学びについて(菅原

童龍書写『洞上空華録』明治三○年書写。引用時には同写本に 童龍書写『金剛集録』明治三○年(一八九七)書写 妙竜 『率都婆用意抄』、 「題名不明仮名法語」

仏書刊行会編『大日本仏教全書』巻一、仏書刊行会・一九一三 付されている丁数を参照した。

伊達光美『日本宗教制度史料類聚考』巌松堂書店・一九三〇年

永久岳水編『禅門曹洞法語全集』巻坤、中央仏教社・一九三五

『大正新修大蔵経』を参照。 ○○頁と略記して巻数・頁数を示し、 引用に際しては、『大正蔵』巻○・ 段数をアルファベット

曹洞宗全書』『続曹洞宗全書』(曹洞宗全書刊行会)を参照。 で末尾に付した。

引用時には『曹全』『続曹全』「○○」○○頁○段とし、巻号 筆者が訓読した。 と頁数のみで略記している。一々断らないが、一部引用文は

曹洞宗出版部編『曹洞宗近世僧伝集成』曹洞宗宗務庁・一九八 引用時は『僧伝集成』 一と略記

岡田宜法『日本禅籍史論 曹洞禅扁』上下巻、 井田書店・一九

岸澤惟安『戒法のお話』

山喜房仏書林・一九四三年

中山成二「『梵網経略抄』考」、『宗学研究』一七・一九七五 年、中山一九七五

上田霊城「江戸仏教の戒律思想(一)」、『密教文化』一一六 号·一九七六年、上田一九七六

渡部賢宗「道元禅師の禅戒観(一)」、『永平正法眼蔵収書大成 月報8』大修館書店・一九七六年八月、渡部一九七六

永福会編『面山瑞方禅師二百二十回小遠忌紀要』永福会・一九

曽根原理 「安楽律をめぐる論争―宝暦八年安楽律廃止に到るま

菅原研州「乙堂喚丑に係る『戒壇指南』の研究―附録『戒壇指 曽根原一九九一 で一」、『東北大学附属図書館研究年報』二四・一九九一年、

二合併号・二〇二一年、菅原二〇二一

南』翻刻資料—」、『愛知学院大学教養部紀要』

第六九巻一・

**—** 70

※『戒題鈔』における人権問題について 既に本論等で論じたように、『戒題鈔』には複数の人権的問

る。閲覧等の際には、 題が見られるため、以下に取り上げ注意喚起をするものであ 差別の再拡大などに繋がらないようご

注意いただきたい。

繋がる可能性がある。また、飲酒者への来世観は、 「酤酒生罪戒第五」では酒造業への批判が見え、 職業差別 脅迫的言 に

動にも見えるため注意されたい。

# とも採れるため注意されたい。 「飲酒戒第二」では飲酒者への来世観が説かれ、脅迫的言動

- が見られる。強く注意されたい。・「食肉戒第三」では、「穢多」を用い被差別者への差別的言動
- 意されたい。 「癩」の用語を用いており、差別に繋がる可能性がある。注「癩」の用語を用いており、差別に繋がる可能性がある。注
- ため、注意されたい。・「為主失儀戒第二十五」では、来世観が脅迫的言動に採れる
- 判し、幕府への脅迫的言動に採れるため、注意されたい。・「非法立制戒第四十七」では、幕府が作った法度の内容を批
- があるため、注意されたい。・他にも「盲」字を用い、視覚障害者への差別に繋がる可能性

# 附録・面山瑞方『永福老人梵網古迹戒題鈔』翻刻資料

#### ※凡例

『永福老人梵網古迹戒題鈔』を翻刻したものである。解題は・当資料は、筆者所持の写本『洞上空華集』所収の面山瑞方

・丁数は『永福老人梵網古迹戒題鈔』該当分として記載。本論を参照されたい。

・翻刻時の行数・字数などは原典に従った。〈 〉は割注であ部、『永福瑞芳面山和尚梵網古迹戒題録』を参照した。【 】内に数字・カナで丁数・表裏を略記した。また、一

・漢字の字体は概ね原典に従った。る。

等は本文の脚註とした。傍註はそのまま本文の傍に表記し・書写者が頭註で指摘し、また、筆者によって確認された誤字・踊り字は原文の通りに反映させた。

・現代的な観点からは、人権問題に抵触すると思われる箇所もを現代的な観点からは、人権問題を含むため、本文の註記で解説してては、極めて重大な問題を含むため、専に、一部の語句についらないよう、ご注意いただきたい。特に、一部の語句についる。参照されたい。

近世洞門における『梵網経』の学びについて

)永福老人梵網古迹戒題鈔

法孫比丘

重録

ノガ戒

梵網ハ天台ヤ法藏ヤコノ古迹等多品ノ注アレトモ古迹

等ト畧説ニテ詳悉ナルハナシ在家ノ男女ハ受戒シテモ軽重

ノ相ヲモシリ分ルヿ難キ故ニ戒題ハカリヲ鈔シテソノ旨ヲ

教化

スルナリ

○快意殺生戒第

コノ戒

レ嬉シヤト云タホトガ快意殺生ナリ故ニ殺生ハ人バカリヲ

ノ快意ト云ハ諺ノヨヒ氣味ト云コト敵ノ首ヲ切テヤ

云フ牛

馬ヨリ段々虱虱マデ大ハ重ク小ハ軽ケレトモ畜類ハ都テ

軽罪ナリ人間ハ命ニカユル寳ハナシ故ニ重罪ノ第一トセラ

介ルニ性戒遮戒ト云訣アリ性戒ハ佛制以前ニ國法ニテ

或

ナリ

戒ム遮戒ハ佛

ノ始テ制セラル、ヲ云フ殺盗媱晏ハ皆ナ性戒

劫盗人物戒第二

コノ劫盗トハ他ノ物ヲ無理ニ取ルヲ云フヤルマヒトテニゲ

トスル ※ゲノ下ノン字脱字乎

作リ ヲカタナヲヌヒテヲドシテ取ルヲ云フ劫ノ字ガソノ意ロニ

偸二人ノシラヌ羊ニ取ヲ偸盗ト云フ劫ハソレトハ別ナリ偸

盗

モ但シ六銭以上ノ程ノ物ニカ、ル五文以下ノモノハ重禁ニ

72

ムハ

2 オ

○無慈行欲戒第三

**ヲムリニ押付ヲ(テ)欲スルヲ無慈行欲ト云フ夫婦ハ勿論** コノ戒ハ第一在家ノ菩薩ニカ ルル 無慈トハイヤガル女人

盗罪ハナシ他ノ自由ニ植シハ告スニ取レハ盗罪ナリ ラヌナリ亦主ノナキモノ、野邉ニハユルヨモキメナドヲツ

**傾城ナド財ヲアタエテ行欲スルハ重罪ニハナラズシカレド** 

モ婦バ カリハ正媱ニテユルサルソノ外ハミナ邪媱ナリタト

ハミナ重罪ナリ

故心ト云ハ分リモセヲコトヲワザト拵テ他ノ噂ヲ亦タ別人 ○故心妄語戒第四

ニ對シテウソヲ云フガ晏語ナリ向ヱの聞人ガ實ニウケテソ

2 ウ

心底ニウケネバ軽罪ナリコレハ他ノ噂ニテ他ノ難議ニカカ トモ思ハ重罪ナリモシ聞人ガ虚言ヲ云テハル、ソウナト思

ニ重罪トナリ唯夕常ノモノカタリノソノ佛ニ竒妙カアツタ

ハソコニバケモノガ出タナド云フハミナ軽罪ナリ 右ノ殺盗媱晏ヲ四重禁トテ声聞戒ノ方テハモシ犯アレ

生ノ中ニ懴悔ヲ遮セス菩薩戒ノ方テハ十重ノ初メナレ 知レ 懺悔

|洞門における 『梵網経』の学びについて(菅原

ヲユルス

○酤酒生罪戒第五

コレハ在家ノ菩薩バカリニカ、ル酤酒ハ他ニ飲酒ヲス、ム

ル 同

3 オ

ルカラGルナレバ受戒ノ在家ハ家業ヲ改テ別ノ罪ニナラ前ニテ買人夛キヲ好ム飲酒ノ十種ノ過失ノ根本ハ酒ヲ酤 ヌ家業ヲ営ムベシ一度盃ヲ取テ他ニ飲酒セシムレバ五百 世畜生道ニ隨ルトノ佛勅ナレバ恐ル可シ因果ナリ故ニウ

ルハ進ムル本ナレバ重戒ニ結セラル

○談他過失戒第六

ニ韋絃云フテヤメル羊ナハ罪ハナクテ却テ利益トナル ス法中ノ兄弟互ニ談テクヤム羊ナラバ軽罪ナリ亦談テ互 コレハ受戒ノ人ノ咎ヲ無戒ノ人ニ對シテ談スルヲ重戒ト

在家出家此ニタトヒ實ニ咎アリテモ他ノ上ノ是非ヲ

(3 ウ

云ハ無用ノ口業也

()自讃毀他戒第七

|洞門における 『梵網経』 の学びについて

コ 戒 ハ何事ニヨラズ我ガ少シモ善キ叓ヲ我ト讃ル ハ 讃

テ

讃シテソノ上ニ他人ノ要叓ヲ毀他ナリ自讃

ハ

力

リニ

サ

ź

*ا*ر 重

霏

ヲ結ス一

一切萬法、

ノウツリ

力 ハ ル

時 ノウ

〜ツリ

力

ナ

IJ

É

毀他 セ ネバ 軽戒ナリ亦毀他バカリテ自讃セヌモ軽罪 ナ 1)

1) ツ・ ソ 口 エ バ 重罪ヲ結スコレモ向 ヱ ) 聞人ガ實ト思バ ※ツの上に二の脱字 重罪ナ

何 ニヤラ勝手ノ好キ叓ヲ云ハル ` ト心底ニウケネハ軽罪ナ

壓生毀辱戒第八

IJ

コ 戒 ハ貧人ノ来リ請ニ銭米ヲ持テヲリナカラ一銭一 米ヲ

アタヱヌノミナラズソノ上ニ乞人ヲ呵責スルハ重罪ナリ物

七

4オ

刀 ノ類ヲ乞フモノニ與ヱヌ ハ無罪 ナ

テ與ヱヌハ軽罪ナリ亦毀シカリセ

ネバ軽罪ナリ又毒ヤ大小

自分ノヨキ羊ニ言フハ至極

ノ大罪ニテ最初

ノ殺生ト末

戒 瞋不受謝戒第九

IJ コ ヲ忽チ止テ和顔スル ハタトヒ瞋リハシテモ前人ガ實ニ懴悔礼謝スル ハ 軽罪ナリ イツマデモワスレズニ心 ヲ瞋

> 底 ニュ ル

ワル 同シ罪過モ本ヨリ夫レナリシカルヲ恳レカネテイキトフル

ハ九 夫ナリ永祖ノ尊意ニハタトヒ我ヲ殺サント巧ミシ人モ心ヲ

改 テ受戒ヲネガ ハバ 其 1 侭 ュ ル シテ戒ヲ授クベシトアリ 大慈

大悲トハコレヲ云ナルベ

4 ウ

此ノ戒 ハ佛ト法僧トノ少シモ咎ノ無キヲ毀ルヲイマシ )毀謗三寶戒第十

テ ニ皆ナ還俗セシ人ニアル大罪ナリコノ三ツノ悪叓ヲ云ヒ立

後ノ是ノ怨ガ十重ノ中テ餘 亦常並ノ俗人ガ好ンテ僧ノ咎ヲ説キタカル者アリ咎虚 ノ八戒ヨリモ更ニ重罪 ナリ

大 實ニハヨラヌ皆ナ現報ヲ得ルナリ慎ム可シ故ニ讃スル ノ福利ナリ (是マテ十重荒ラ々々了ル 廣

ム先

## )不敬師長戒第

此ノ戒ハタトヒ俗ナラハ國王ノ位タリトモ僧ナラバ大伽藍

#### 5オ

テ間暇ヲ見合テ問法シテ利益ヲ得ベシ他宗他泒 バ恭敬禮拜シテカノ長ケノ及ブホド供養ヲ丁寧 ノ主人テアラウトモ老宿 ノ有智有德ノ人ノ来ルナラ ノ僧

福 ニテモ智徳アル人ニハ三寳ニ對シテ無禮不敬スベカラズ無 ノ至極ナリ

### 飲酒戒第二

此 ラ戒 ハ軽戒ノ中ニ見ユレトモ末世ノ僧中ノ飲酒シテ乱心

僧ナト ハ常ノ茶ヲ飲ム羊ニ覺ヱテ少シモアヤシマヌ人ニ盃

羊ニ麤クナルカラ見レハ重罪ニモ加フベシ今時ハコノ飲酒

氏卜

F

[5 ウ] シテ飲マシムレハ五百世中畜生道ニ隨スルトノ佛勅ナリ無 者ニ生ル、コトアル ヲ觧シチガエテミミズ蛇ナトノ羊ナ ※墮の誤字 ※手の誤字

近世洞門における『梵網経』 の学びについて(菅原

#### モノト云

ナキナリ畜生ノ フハ非ナリコレ 切ノ畜生ハ四足ナリ脚 ハカリニテ手

ル

**叓ヲ云ナリ文殊問経ニ病ヒノ時ニ醫者ガ酒ニテ呑藥ヲ用** 

少酒多藥ハツカヱヌトアリ

伽 是ノ戒ハ專ラ俗人ニ誡ムコレハ 殺生戒ノ根本トナル故ニ楞

食肉戒第三

経ニ別シテ禁断セラル菩薩ハ一切衆生ニ安樂ヲ得セシメ

テ度脱スヘキニソレヲ打返スハ大罪ナルベシ弥勒大士ヲ慈

経ニ出タリ今時モ肉食ノ人ヲ見テハ鳥獣カ恐ル、故ニ人ヲ 称スル食肉ヨリ起レリ委クハ一切智光明仙人不食肉因

見テハ

逊ルナリ穢多ヲ見テハ犬ガホユルハ犬ノ皮トハグ故ナリソ

レヲシリ

テイカルナリ

【6 オ】

— 75 —

|洞門における の学びについて

## )食五辛戒第四

五辛 増ス五辛ヲ食フ人ハ夜ル熟睡 ハ楞嚴経ニ生ニテ食ヱバ婬ヲ増ス者火テ食 ノ時ニ鬼ガ来テ唇ヲ舐 ヘバ 瞋 ラ

キケレバ山ノ下ニーリノ童子カアリテ云フ羊ハ貴僧ノ幼少 ルトアリ神僧傳ニアル僧ガ五臺山ニ上リテ文殊ヲ禮セト往

供養

婆力抱テ葱園ヲト

ラエイタソノ臭ガ今ニ失セヌ故ニ文殊ニ

ルマヒコレヨリカヘリメサレヨト云シ叓アリ實ニ五辛ハ諸

ノ御嫌ヒモノナリ ツ、シ ムベシ

# ○不擧教懴戒第五

#### (6 ウ

是ノ戒ハ兄弟ノ中ニ十重五逆ノ羊ナ破戒 ナカラ其ノ人ト睡シフ交リテシラヌフリヲシテヲルヲ誡ム ノ人アルヲシリ

≧サセシメテヨシ其後ニ睡シクスルベシコレ互ニ法ヲ重ス、リモシ重罪ヲ犯セリトシリタラバ其儘異見ヲ加エテ懴

ナリ

ル 悔

ナリ

是ノ戒 テ教化スルコトアラバコレヲ迎へ送リテ丁寧ニシテ一切 ハ我ヨリ徳行ノアル 人ガ寺ニテ在家ニテモ若シ来

テ自モ信シ他ニモ聞カセテ菩提心ヲ増長スルガ第一ノ用 少シモ廉慥ニセヌ羊ニ念入テ閑暇ヲ見合セテ法益ヲ願

心ナリト云フ意ナリ我慢ノ意ニテ背炒之ニヲ制セラル

○不魼遊学戒第七

識ヲ尋テ百里ヲ遠トセズ聞法スルカ出家沙門、 コレハ支那ニテモ江西湖南ヲ遍歴シテ積徳練行 ノ本 ラ知 行 ナリ

日本モ傳教弘法ヨリ後モ泉涌寺ノ俊芿ヤ東福寺 ノ戒

法ハナラヌ今時ノ永祖 ニョルナリ聞法ガ第一ノ利益ナリ其 聖一ヤヲヨビ我ガ永祖ノ支那ニ渡海セラレシ類ハ皆コ ノ遠孫ハ祖訓ニヨリテ遍参ヲイ ブ師ニ 對面セネバ聞

是ノ戒ハ大乗ニ背テ聲聞行ヲ好ム末世ノ律僧ナドガ表

トナムナリ

)背正向

邪戒第八

### 7 ウ

76 **—** 

袈裟カケナガラ俗教ヲ学ブコレヲ制セラルトモニ背正 テ向キノ殊勝ヲ造テ内ハ貪無道ナルヲ誡ムルナリ三乗 外道ニ同 シ戒ハ佛書ヲ棄テ、儒者 ジ講席 ニ低頭シテ 向

○不瞻病苦戒第九

ノ悪因縁ナリ

ナリ 古ヱ日本ノ戒德アル古人ニ癩病人ガ来テ看病ヲ乞テ悪 タリヤソコヲハズシタリヤナドシテ看病ヲイヤガルヲ戒ル 是ノ戒ハ父母ヤ師僧ヤ弟子ヤナドノ病ヲ見ナガラ他遊シタ

我 血ヲ吸出シテクレヨト頼ミシニ少シモ異議ナク吸ヒ出シテ

ガ吸ヒ出セシト人ニカタルナト云ヒケレバカタジケナシト

8オ

ニカタルナトテ放光シテ去リ玉フコトアリコノ僧ノ徳行ヲ 又夜夢ニ藥師如来ノ来リテ我レカ血ヲ吸出シタリト人

ミラレシナルベシ

試

○畜殺生具戒第十

近世洞門における『梵網経』 の学びについて(菅原

> スハ テカラ殺サレテモソレニ順スルガ勝ナリソレヲ此云カラ殺 コノ戒 ハ何ニテモ殺生ノ具ヲタクヲフルヲ戒ム菩薩戒ヲ受

我レガ負ナリ父母ノ敵タニカマフナトノ佛勅ナリ今比ノ寺

領

クアリクハ佛弟子ニテ我レガ境界ヲ蹉過スルハ可」憐不便ノアル寺ノ住持ドモガ帯刀ノ供ヲ幾人モ連レテイカメシ

8ウ

ノ罪過ナリ東都京都ノ僧寺コノ類多シ

通國使命戒第十

ズニ 殺ス故ニ僧中ヲ頼ムナリ僧ハ外ハ行脚スル羊ニ見セテ内 軍ノ使ヒナリ日本古来ノ祖師ニモソレヲ頼レテイヤガナラ 是ハ自他敵對 ノ軍陣ノ時ハ 武士ヲ使ニヤレ

トナリ 勤メシ人アリ近代ニモ安國寺瓊長老ノ如キモノアリテ 後ニ四條河原ニテ討罸ニアハル今時太平ノ世ニハナキコ

○惱他販賣戒第十二

コ

ハ今時ニモ遠國ノ田舎ニハ師匠カ弟子ノ遍参 ノ路銀

途中ニテ

近世洞門における『梵網経』の学びについて(菅原

トテ僧中ノ牛馬ヲ賣コトアリ俗人ハナスベキ叓ナレトモ

9オ

僧中ハ除クベシ俗人モ受戒セシ人ハ棺材ナトハ商賣 セヌハスナリ他ノ死人ノ夛キヲ悦ブ所以ナル

○無根謗毀戒第十三

是レ シル亦ハ親類兄弟ヲモソシル口業ノ大罪ナリ聞人カキ捨テ ハ根カラ無キコトヲ巧ミ出シテ虚言ヲ云フテ他人ヲソ

ニシテ信セネバ軽戒ニナル ルナリ

○放火損生戒第十四

焼ハ遠國ノ田舎ノ冬ノ枯レ野ヲ焼クハ春来ノ艸の萠 此レハ今時火著ノ類ナレバ重禁ニ入ル今ノ文ノ山林曠野ヲ

9 ウ

虫ナ シケル為ニナス叓アリコレハ四月ヨリ九月マテハ草ノ中

マテ冬ノ枯野ナレバツカヱ ス

ドヲヤキ殺ス叓多シ故ニ制スル

)法化違宗戒第十五

此 ブ戒 ハ声聞教ユルヲ制ス唯大乗菩提心ヲ発起スルヲ專

要トス、ムベシ向エノ根器ヲ考エテソレヲ教ルコトハ今日

ノ凡僧

ナラヌ夏故ニ永祖ノ如ク上智下愚セス利人鈍者ヲヱ以下論字ヲ脱スル乎 ラマス正傳ノ王三昧ヲ法化スレバ宗ニ違セヌナリ

)貪財惜法戒第十六

此ハ他 ノ物ヲホカリテ自ノ物ヲヲシムヲ第一ニ制セラル財

我レ

キラス佛法ニテ同シ道理ナリシカルヲ他

ハ信心ニ(諸スルニ

宝ニカ

10 オ

コレモ名ト ハ知リナカラ軽キコトバカリヲ説テヲルハコノ戒ニ入ナリ

ナスベ 利トノ為ニ大滋ヲ説ハ三宝ヲ軽スル大罪ナリヨク訣ヲ立テ

シ總シテ佛言ニ返覆セヨト示スコトアリ俗ガ財ヲ施サバ

僧ハ法ニテ

ナリ餘ノ月ノ十月ヨリ三月

シ官寺僧 反復スベシ僧ニ財施セハコレモ似合シキモノニテ反復スベ

録ナトノ主人ハ魼クヲソレツ、シムベシ

)依勢悪求戒第十七

此ノ戒 ハ官寺ノ主人ナトニナリテ官ノ勢ヲカリテ小寺ノ財

ヲ取

ヲ云フ今時 ノ僧録ノ住持メカ無理ニ支配下ノ寺ニカケ捨テ

リ或ハ御 頼母シナトヲ云カケタリ或ハ奉加勧化ニテ財ヲ取ルヲ云ナ

兔勧化ナド云ヒ亦ハ國主ニ願テー 國奉加スルハ皆ナコ

10 ウ

リ劫盗人物戒ノ前方便ナリ

)虚偽作師戒第十八

コレハ今時ニヲ、クアリ戒経ノ訣ヲ少シモシラヌ文旨無智

戒壇ヲ立テ、他ニ戒ヲ授テ血脉ヲ與テ其ノ代リ布施物ヲ取 ニシテ

見 ルコト洞家ニ夛クアリ自欺クノ類也現罸ヲ蒙ルモ ノ目前

ル コ トヲ、シ

○闘諍両頭戒第十九

近世 |洞門における『梵網経』 の学びについて(菅原

> ハ 那邉テハ這辺ノ叓ヲ悪口シテ其ノ人ノ機ニ入リ亦タ

テハ那辺ノ叓ヲ悪口シテ其人ノ機ニ入リテ念両ニ念恨セシ

這辺

コレ

 $\Delta$ 

ルヲ制セラル今世ノ賣僧坊主ニ現ニアルヲ見ル可」慎俗人

ニモ

11 オ

ノ類

アルベシ

○不救存亡戒第二十

コレハ現人ニハ親切ニシテソノ人ノ区セルニモ現在ノ時ノ

羊ニ親

ナ同シ其 切ヲ
必レス日日回
内スルカ
肝要ナリ父母
師匠ニハ親
法眷
ミ ノ外ニモ一句一偈ノ開示ヲ受シ他師ニテモ一生怂

レズ

恩ヲ知ルヲコノ戒ノ制トセラルソレヲ多クハ没後ハ옶却シ

テ親

ノ忌日斎送モ寺ニ送ラズ囬囟ヲ怠ルヲイマシメラル

〇不忍違犯戒第二十一

コノ戒 ハ一切ノ機ニ入ヌ夏ヲ堪忍スルガ肝要ナリ父母ノ敵

79

|洞門における『梵網経』 の学びについて

【 11 ウ

サ

ヱカモワヌガ菩提心ナリ父母ノ他ヨリ殺サル

※マの誤り

ヲ

今マタ敵ヲトレハイヨイヨツモリ積リ互ニ悪業ノ種ネトナ

ナリ常ノ軽キコトニモ身口意ノ三業ニツヒテ堪忍スベシ唯

ヲ専一ニスレハ生安穏ナリ切ニ堪忍サヱスレハ如法也

堪忍

○慢人軽法戒第二十二

コレ ハ他ヲ目下ニ見テソノ説ク法ヲモ軽スルヲ云フタトヒ

羊ノ不学ノ人ニテモ又ソレヨリ下ノ分聞テソレヲ師トス法

タトヒ何ニテモ如来ノ口ヨリ出ヌハナシ人ヲ慢リ法ヲ軽ス ハ出家

人ノ罪過ナリ護法神ハソノ者ヲ咎メテ罸ヲ與ルナリコ

人ガ機ニ入ラヌモノヲ打タタクト

ハ意ガ別ナリ護法神ガ罸

l2 オ

與フレハソノ慢人軽法ノ罪過ガ滅スル故ニ罸ガ却テ安樂

ノ本トナル神モ菩薩ノ行ナリ

○軽蔑新学戒第二十三

是レハ今比ノ官家ナドノ兒共ガ出家シテカラ不賎ノ者

ソレニツケ見ルニ京ノ済下ヤ律院ナドニハ上下ノ二種ノ出 先ニ出家シタルヲ人軽シテソレヲ師範ニセヌ叓ヲ戒メラル

家

僧ニテ アリ上ト云ハ小僧ニテモ客僧◆トリ次キヲセヌ下ト云ハ老

モ玄関番ヲツトムル今日現ニ見ル所ロナリ法中ニナキ末世

百姓ノ子デモ永平ノ禅師ニ曻ル正法ト云フベシ ノ弊風慚愧スベシ永祖一泒計リハ俗系圖ニカ、ワラズ

)怖勝順劣戒第二十四

12 ウ

律僧、 江戸ノ東叡山 是レハ大乗戒ヲイヤガリテ律僧ニナリタカルヲ戒 , 類ヲ山ヲ追逐セラレシコノ戒 ノ御門主ガ圓頓戒ヲ專ラ主張セラレテ二乗 ノ佛ノ本意ナリ

ム近

# )為主失儀戒第二十五

是レ ノ来入スルヲ歓喜接入スルヲ行トス夫レヲ拒 Ξ

ヤガリ常住物ヲ我カ物ノ羊ニ悋惜ンテ自己ノ用ニハ恣ニツ

カイ 客僧ニハ用ヒヌ羊ナルハ来報ノ業果ヲシラヌ愚人ナリ或

マタ ル 今世財宝ヲ貯エテ福僧ト称 俗ニハヲトリシ大愚人ナルベシテハ一切衣食住ミナ施 シ他借シテソ 利 ラ取リナドス

ノ現當一 世 ノ信世ナリシカルヲ己レガ德行 ハ不勤ソレ ・ヲ儲

子ニユスツルヤカラハ畜生ト 司 前 扣

【13 オ

テ弟

主

拜池也 ラバ 此ノ戒モ前戒ニハ大乗似タリ若シ施主有テ齋ニ請スルナ 客僧ヲモ同道スベシ寺内ノ僧ハ柱テ客僧ヲ留主ニ置 切 )領賔違式第二十六 ノ親金等マデモ施主ニ親金ヘテ増減ナキ羊 企此一 戒ハ寫誤夛シ〉※戒の脱字

*ا*ر

ナリ

セラ

|洞門における ||梵網経 の学びについて (菅原

ニ念入ルベシ

寺内 似タリシモ施主有テ斎ニ請スルナラバ <u>×</u> ?ノ僧ハ往テ客僧ヲ留守ニ置バ非法ナリ一 『戒題録』 領賔違式戒第二十六 客僧ヲモ 此戒モ前戒ニハ大意 切ノ嚫金等迠 同 道 ス

モ施主ニ教テ増減ナキ羊ニ念ズベシ)

此レ モ前戒ニ似テ大意在家ヨリ僧ヲ請スル時ト夏ナリ ○受他別請戒第二十七

臘目マテ赴クベシ百人ニテモ同シ道理ナリミナ席ノ頭ヨリ 次第ニ請ストハ第一臘ヨリ段段ト請ニ應シテ十人ナラハ十

次第 ニ赴クベシ

13 ウ

)自別請僧戒第二十八

ニソレニ應スル僧モ共ニ功德出シモナシ七佛ノ法ニ背ク故 在家ノ方ニカ 是ノ戒モ大意前戒ニ同 、ル在俗ガ親切ナ僧ヲ抜出シテコレ シテ前戒ハ僧

ノ方ニカ

、リ

一ノ戒

カト コ

故ニ寺領ヲ附クベシトアリケレバヨキ善根ナリ他寺ニ寄付 昔シ大政大臣通 光卿 ハ 永祖 ノ族兄ナリ 永平寺 ガ 貧地

近世洞門における『梵網経』 の学びについて

.拙僧ハ族弟ニテ親類ナレ バ親類ノ好ニテ付ラレテハ

ル

功德 ニナラヌトウケラレズコノ尊意デコノ日本ニ万餘箇ノ兒孫

ニテ胡セラル竺支ニモ無\* 上比類 古 佛 也

ヲ一鉢

)邪命養身戒第二十九

l4 オ

羊ナハ皆邪命ナリ出家ニテモ國公ナトノ機ニ入テ財宝他 ヲ戒メラル男女ノ色欲ヲ賣リ右トヲシタリ毒ヲ拵テ賣ル 此レハ在家ノ菩薩ガ受戒人ニ不相應ナル家業ヲ営ム

借 ノ内用ナドヲ潜ニ取リ次キ勤メテ今日ヲ過ルハ剃髪染衣

※ラの脱字か

不相應ト云フベシ現ニ見ルニ此 ノ類多シ

) 詐親害生戒第三十

非法 是ハ受戒セシ僧ガ潜ニ男女ノ媒フドシテ嫁セシムル羊ナハ

ル ナリシカレト ラ現 モ末世ハ僧中ニモコノ男女ノ交會ヲ媒フトス

> 抓ノ僧が媒フトシテ武士ニヤリタレハ女ガ赴シ翼月ニ囟ノハB5 ル時宗 こ見ル其ノ羊ナハ齋日 「ハイヨイヨシラヌ可」憐余ガ知リタ

14 ウ

ト現ニ見ル経文ニ出ル佛意ヲ信スヘシ 聟ガ主人ヨリ暇ガ出テ牢人トナリテ夫婦共ニ離義セシコ

○不救尊厄戒第三十

像 此ノ中ノ父母ノ形像ト云ハ我ガ父母ニ云ニ不及佛菩薩 ブ形

ニカ、 ル亦経律等ニモカ、ル故ニ財 ノアリダケ捨テモシ旧

弊シ テ用ニタリヌハ海中ニ入テ龍神ヱ送ルベシ比丘比丘尼ヲ賣

ル羊

ナハ無キ叓也

○横取他財戒第三十二

是ノ戒 取ラシメ亦ハ商人ナトノ軽キ秤ヤ小キ斗ヲ作テ物ヲ賣 モ前ニ出シ戒ニコノ意アリ今比 ノ御免勧化ニテ財ヲ

15 オ

ル羊ナガ皆ナ横取ナリ亦ハ今比古道具屋ニテ賣主ハシラ

ヌニ下眞ニ掘出シスル羊ナモコノ戒ニ入ルナリ亦猫犬ヲ畜

フモ非法ナリ

○虚作無儀戒第三十三

菩提ノ為メニナラヌ 夏メハ皆此ノ戒ルナリ今比ノ僧ノ碁

将基ヤ投壺ヲツヒテ財ヲ取ルハ皆ナ此ノ戒ニ入ルナリ

○退菩提心戒第三十四

ルヲ制セラル懶隨懈怠ト云フ壴ハ懶隨ハ明日ノ分ヲ今菩提心ハ第一ノ誓修ナルニタ、モノ日ニ進ムベキヲ油断ス

大·十

日行シヨク懈怠ハ今日ノ分ヲ明日行スル云フ今日ノ祖忌

コレ

方シ取起モコノ戒ニ入 ※ニの誤りノ法叓ナドヲ京ノ寺ナドガ諸國ノ人ノ上京ノ頃二日頃ノ前

○不發願戒第三十五

師僧ノ存生ナルニハ毎日安否ヲ向ヒ没後ナラハ月日誦咒此ノ戒ハ月 日ノ發願ヲ不」怠勤ムルヲ常ト云フ先父母

近世洞門における『梵網経』の学びについて(菅原

却セス一生ツトムルヲ云

○不生自要戒第三十六

百ノ大願弥陀ノ四十八願藥師ノ十二願ノ如シ頓願漸修シテ一切ノ如来皆ナ因地菩薩ノ時發願セヌハナシ釋迦ノ五

官

16 オ

ナ成佛ニイタル故ニ卒嚴経ニ行願品アリテ時時刻刻発

願ヲ总レザラシムニ皆ナ度衆生ノ義ニハカ、ルアラカタハ

○故入難處戒第三十七

、) 崔慧・云ハチョー,、第一:周三三、「清針」遊化ノ時ニ룷ヲ擇テ至リ居ルベシ托鉢スルニモ룷ヲ

トニテ佛法ヲイヤカル處ニハイタルベカラズ亦ハ財難ナド擇ブベシ難處ト云ハ今時ナラバ第一ニ國王臣下ガ儒者ナ

ルベキ處ヲ避ルガ第一ノ用心也

P

此ハ今比ノ寺ノ俗姓ノ髙キ公家ナトノネハ弱年ニテモ〇坐無次第戒第三十八

16 ウ

人ノ開鮮ヲウケテ念念

- 83 -

「願ナリ」の脱字

\*

[洞門における『梵網経』 の学びについて(菅原

上ニヲリ商人民家ノ子ハ老宿ニテモ下ニ坐スルハ末

次第ナレハ俗ノ上下貴賎ニカマワス先ニ受戒セシモノハ上 世弊風ナリ佛弟子ハ皆ナ四姓出家同一釋種故ニ戒ノ臘

ナリ後ニ受戒セシモノ下坐ナリモシ少シモ違ヱバ佛制 二二背

○不行利樂戒第三十九

此戒 ニナリサフナ叓ハ教テナサシムルガ菩薩ノ常ノ用心ナリ此 メテ現當ノ福壽ヲ求メシムベシ其外ニモ一切ノ菩薩 ハ常ニ在家人ニモ教テ寺院ヲ建立シ佛閣ヲ造シ ブ為

ナシヤスキ有方便ナリ

○摂化漏失戒第四十

17オ

晏リニ捨テ、因縁ヲ失フヲ戒ム亦衣服等ヲ如法ニ教ユベ 此戒ハ弟子ノ生レツキノ後ハ荷法モスベキ法器ヲ不」擇 シ

禮ヲ欠ヌ羊ニ教化スベシタトヒ五逆ニテモ三寳ニ懴悔

スレバミナ滅スルナリ永祖ノ尊意如

斯

常ニ陀羅尼ヲ誦シテ宿業ヲ滅セシメ日日

ノ三宝頂

)悪求弟子戒第四十

此戒ノ中ノ二師トハ今ノ戒師ト教授師ナリ教授ガ七逆ヲ造

師ノ説戒其義ヲ表シテ梵網ノ説ニ須ス戒師モ亦タ一 カ否ヲ問テ懴悔セシムルナリ故ニ洞家ノ法 ノ授戒前ニ教授

三戒ノ義ヲ觧シ沟上ノ法門ヲモ觧セシ上ニテ戒子ニ授

17 ウ

クベシ

)非屬説戒第四十二

此ノ戒ハ今比ノ儒者ナトヤ一向ニ無信心ノ佛法ヲ嫌テアル

在

家人ニ抅テトカヌハズナリ仏法ヲウケヌイヤカル男女ハ畜

トヒ周公孔子ト稱スルモ三歸ヲウケタ庸流ニハヲトレリ 生ト同前トノ佛勅ナリ亦ハ木頭ト同前トノ尊意タリタ ○故違聖禁戒第四十三

テア、今マテ莫伽ナ叓ヲシテ佛汯ヲツトメタトテワザト 此ハ始メハ佛法ヲ信テ受戒シタレドモ後ニ悪友ニ進メラレ

18 オ 戒ヲ普ク輩ラヲ制セル老年ノ人ナドノ真實ニ信心ナ

キ人ハコレガアルナリ故ニ歩行スレバ悪鬼ガ其 ノ脚アトヲ

掃地シテ善人ヲ通ス也

○不重経律戒第四十四

ノ 符書旨己ノ 甘氏を己ニりり こう ノンガラ世ニテモ貴此ハ佛説ヲ尊重シテ現世後生ノ為ニ書寫スベシ古ヱ

リテ處々ニアリ老人ハナラヌコト(トナリ壯年ノ人ハ何トゾノ帝皇后妃ノ紺紙金泥ニカカセラレシガ今世ニテモ遺

常ニ感幸ス

ノ功ニヤ六十州ニ今ニ流布スルナリ三宝就天の冥助

シノ經陀羅尼ナリトモ書寫シテ菩提ノ種トスベシ拙

僧

壮年ノ比金剛経一

巻ト梵網経一

巻ヲ血書

ラ信

少

18 ウ

○不化有情戒第四十五

ノ羊ナモノニモ勧メ亦ハ牛馬畜生ノ類ニモ三歸ヲ授此戒ハ一切ノ男子女人ヲ勧メテ三宝ヲ信向セシメ嬰兒

魚ニ説法シテ聴カセケレバ皆帝釋天ニ生ス其ノ謝禮ニ授クレハ網羅ヲ免レテ放樂スルナリ流水長者ノ一萬ノケ鼡ノ雀ノ羊ナニモ三皈ヲ授クベシ佛汯ノ妙ニテ三歸ダ

○説法乖儀戒第四十六

セ

シ 支最勝王経ニ説レ

シナリ

近世洞門における『梵網経』の学びについて(菅原

スベカラズ昔シ大灯国師ニ時ノ帝ガ説法ヲ請ワレケレバ此ハ在家ニ入テタトヒ貴人ナリトモ其下ニ坐シテハ説法

19 オ

サラハ對座ニシテシカルベシトアル故ニ帝ト對座 トテ帝ヨリ上座ト云ハナルマヒトテ奏聞 座スベシト 下ニ座ヨリ奏聞 ·國師 ト云

支

ハ

佛

法

ニ

ナ

キ

支

故

二

帝

王

ノ

上 ノ白サレ ケル諸大臣ガ何ニ シケレバ帝 程ト 佛 二法座 法 ラ勅 力 重

國師モ坐ニスカセラレテ帝ノ眞勅命ニ佛法不思議帝L

ヲカザリケルニコレモツイニ無キ壴故ニ帝ノ座

ニツカセラ

ト對坐トアリシコト傳ニ見ヱタリ實ニ此戒ノ佛勅ニ王ト對座トヲ、セラレケレハ亦タ大灯ノ帝王不思議法

了ルナリ

○非法立制戒第四十七

19 ウ

ナカ或ハ蝗ガイルカ五穀ハ成漀セス羊ナ叓ヲ招クナリ禁シテユルサヌアリ其國ハ必ス國主ガ短命ナリ臣下ガ短命コレハ今時モアル叓ニテ國ニヨリテ堂伽藍ヲ建立スルヲ

)自破内法戒第四十八

洞門における 梵網経』 の学びについて (菅原

説法 此戒 シ又 国王ニ諛テ帝王ノ氣ニ入ル羊ニ道理ヲマケテ 破戒シテモツカヱ ヌナド 教 ユル ハ皆ナ出 家沙

門ガ佛法ヲ破ルナリ末世ニハ日本ニコ 王ナレ ハ 死ニテモ其ノソハニ鳥獣 ハ ノ流夛シ師子 ヨリツカヌ故 ハ百獣 死肉

20 オ

ヲ喰

フモノ ルナシ身ノ中ニアル虫ガ死肉ニテ出来テソレ

が食

ヲ賣

フナルナリ佛法ハ天魔波旬モ破ル壴ナラズ佛弟子

ガ内カラ破ルハ 此 ノ戒題鈔 其 ハ 在家ノ菩薩戒ヲ受シ信心ナル戒弟 ハ指タガナヒト ・ノ佛勅・ プナリ

ムツカシラヌ羊ニ道理ハカリヲ説テ教ルナリ大賢

/古迹

ル 故ニ其題号ヲ荒抄スルナリ 題号ガ梵網 注十七 通 IJ 戒子等諦カニ聴テ信 中ニテ至極 相 應

附録

スベ

経楽和尚 20 ウ .梵網戒抄云行婬無慈悲心者是菩提

> 慈悲心アラ 波羅夷罪トアリ如此ノ文ハタトヒ行婬 ハ ユサ ル、 與此慈悲 カナ ベストモ ルベキゾ先達

ŀ

リキ此華ヲ佛ニ供養シタテマツラム為ニ我ニウレ 等多ク煩フ但シ佛 仰シ返事ニ我ヲ妻女トタノマシム可賣ト申ス佛華 ラ因位 ノ時五茎ノ蓮華ヲウル女人ア イ ト被

羅睺羅ヲマウケオハシマス慈悲カケタルニアラス總 佛領状依テ世世ニ夫婦トナル義等ハ慈悲ナルベキ ヘクハ妻トスベシ但佛道ヲハサウマシキナリト有契約 カ佛

慈悲ノ様モ大小乗相賛ルベ シ魼魼可思慮支也

21 オ 抄云一切ノ 酒ウル叓ナカレト云天竺國及ヒ唐土マテモ

ハ品々多シ起罪ノ因縁ト云ハ水ノホシサニ 取 り違 E

第一ニ飲酒戒也隣家ノ 酒ヲ呑ミ醉タルモノアリキ此 鶏ヲ取テ酔中ニ食ス殺生 か 酔酒 ニヨリ テ五戒 ラ破

答不」知」之申妄語也以」此便婦は鳥主女で仍 破之主ノ不與取之盗犯也鳥主ノ女来テ尋此 時

アニ破り

五戒

永福老人梵網古迹戒題鈔 畢